

添付書類一覧【指定更新申請用】
(介護予防通所介護相当サービス・通所型サービスA用)

指定更新申請に必要な書類は、「指定更新申請書」及び下表の「添付書類」です。
 ◎は、既に市長に提出している書類からの変更の有無に関わらず、必ず添付が必要な書類。
 ○は、既に市長に提出している書類から変更がある場合のみ、添付が必要な書類。

添付書類			介護予防通所介護相当サービス	通所型サービスA
添付書類	様式等	備考		
指定更新申請に係る添付書類等確認表	付表2		◎	◎
申請者の登記事項証明書又は条例等	原本	・同じ事業者が、同時に複数の事業所(施設)の指定申請を行う場合(例えば、A法人が、介護予防通所介護相当サービスと通所型サービスAの2つの事業所を共に4月1日指定で申請している場合)、1つの事業所(施設)の指定申請書類に登記事項証明書の原本を添付していれば、他の事業所(施設)の指定申請書類にはその写しを添付して差支えありません。その場合、当該写しに「原本は、介護予防通所介護相当サービスの添付」と記載するなど、原本の添付先を明記してください。 ・「条例」の場合は、公報等、当該条例の本文が分かるものの写しを提出してください。	○	○
従業員の勤務体制及び勤務形態一覧表	参考様式1-2 (記入例あり)	・「従業員の勤務体制及び勤務形態一覧表」は、指定更新申請日の属する月の前月の実績としてください。 ・職種、勤務形態、氏名及び当該業務の勤務時間が確認できる場合は勤務割表等の任意様式で代替可能です。	◎	◎
従業員の資格を証する書類の写し	原本の写し	資格を証する具体的な提出書類については、下記をご覧ください。 【介護予防通所介護相当サービス】 ■生活相談員…社会福祉士登録証、社会福祉主事任用資格を証する書類又は精神保健福祉士登録証。その他前述の者と同等以上の能力を有すると認められる者の資格を有する書類(平成29年3月1日付け高福第4328号-3新発田市高齢福祉課長通知「地域密着型通所介護事業所等における生活相談員の資格要件について」(2)参照) ■看護職員…看護師免許証又は准看護師免許証 ■機能訓練指導員…理学療法士免許証、作業療法士免許証、言語聴覚士免許証、看護師免許証、准看護師免許証、柔道整復師免許証(免許証明書)又はあん摩マッサージ指圧師免許証	◎	-
事業所の平面図	参考様式2	任意様式も可能です。	○	○
設備等一覧表	参考様式3 (記入例あり)	設備基準上、適合すべき項目の状況について記載してください。	○	○
運営規程			○	○
利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要	参考様式4		○	○
誓約書	参考様式5		◎	◎

添付書類一覧【指定更新申請用】
(介護予防訪問介護相当サービス・訪問型サービスA用)

指定更新申請に必要な書類は、「指定更新申請書」及び下表の「添付書類」です。
 ◎は、既に市長に提出している書類からの変更の有無に関わらず、必ず添付が必要な書類。
 ○は、既に市長に提出している書類から変更がある場合のみ、添付が必要な書類。

添付書類			
	添付書類	様式等	備考
◎	指定更新申請に係る添付書類等確認表	付表1	
○	申請者の登記事項証明書又は条例等	原本	・同じ事業者が、同時に複数の事業所(施設)の指定申請を行う場合(例えば、A法人が、介護予防訪問介護相当サービスと訪問型サービスAの2つの事業所を共に4月1日指定で申請している場合)、1つの事業所(施設)の指定申請書類に登記事項証明書の原本を添付していれば、他の事業所(施設)の指定申請書類にはその写しを添付して差し支えありません。その場合、当該写しに「原本は、介護予防訪問介護相当サービスに添付」と記載するなど、原本の添付先を明記してください。 ・「条例」の場合は、公報等、当該条例の本文が分かるものの写しを提出してください。
◎	従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表	参考様式1-1 (記入例あり)	・「従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表」は、指定更新申請日の属する月の前月の実績としてください。 ・職種、勤務形態、氏名及び当該業務の勤務時間が確認できる場合は勤務割表等の任意様式で代替可能です。
◎	従業者の資格を証する書類の写し	原本の写し	資格を証する具体的な提出書類については、下記をご覧ください。 ①訪問介護員(介護予防訪問介護相当サービスの場合) 介護福祉士登録証、介護職員基礎研修課程修了証、訪問介護員養成研修1級課程修了証(又は家庭奉仕員講習会修了証※1)、訪問介護員養成研修2級課程修了証又は介護職員初任者研修修了証 (※1)「家庭奉仕員講習会修了証」を有する者は、「訪問介護員養成研修1級課程修了者」とみなす ②訪問介護員(訪問型サービスAの場合) 上記①の書類、「一定の研修受講者」であることを証する研修修了証(※2) (※2)「一定の研修」について詳しくは、市通知(「訪問型サービスA(緩和した基準によるサービス)における一定の研修について」ホームページ掲載)でご確認ください。
○	サービス提供責任者(訪問事業責任者)経歴書	参考様式6	・次のⅠ～Ⅲの各資格等要件に応じ、それぞれ下表右の書類をもって経歴書とみなす(根拠: H24.3.30付け老振発第03230号第1号厚生労働省通知)ことから、下表右の書類を添付した場合は、改めて「サービス提供責任者(訪問事業責任者)経歴書」を作成・提出する必要はありません。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p align="center">【サービス提供責任者(訪問事業責任者)資格要件】…【経歴書とみなす書類】</p> Ⅰ 介護福祉士……………介護福祉士登録証の写し Ⅱ 介護職員養成研修基礎研修…当該研修の修了証の写し </div>
○	事業所の平面図	参考様式2	任意様式も可能です。
○	運営規程		
○	利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要	参考様式4	
◎	誓約書	参考様式5	